

令和4年度 有価証券報告書レビューの実施について

金融庁は、上場会社等から提出された有価証券報告書の記載内容について、より深度ある審査を行うため、各財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局（以下「財務局等」という。）と連携して、有価証券報告書レビューを実施しています。

令和4年度の有価証券報告書レビューについては、以下の内容で実施します。

なお、過去の有価証券報告書レビューにおいて、フォローアップが必要と認められた会社についても、別途審査を実施します。

1. 審査対象会社

(1) 法令改正関係審査

以下の会計基準の公表に関連する財務諸表等規則等の改正について、令和4年3月31日以降を決算期末とする有価証券報告書の全提出会社を対象として審査を行います。

- ・「収益認識に関する会計基準」
- ・「時価の算定に関する会計基準等」(※)

(※)「時価の算定に関する会計基準」、「棚卸資産の評価に関する会計基準」の改正、及び「金融商品に関する会計基準」の改正

(2) 重点テーマ審査

以下のテーマに着目し、令和4年3月31日以降を決算期末とする有価証券報告書の提出会社の中から審査対象会社を選定します。

〔重点テーマ〕

- ・「収益認識に関する会計基準」

(3) 情報等活用審査

適時開示や報道、提供された情報等を勘案し、令和4年3月31日以降を決算期末とする有価証券報告書の提出会社の中から審査対象会社を選定します。

2. レビューの実施方法

(1) 法令改正関係審査

① 調査票の提出依頼

財務局等から審査対象会社に対し、法令改正等により有価証券報告書の記載内容が変更又は追加された重要な事項についての調査票の記入・財務局等への提出を順次依頼します。スケジュールについては、以下をご参照ください。

〔スケジュール〕

	財務局等から 審査対象会社への 提出依頼時期	審査対象会社から 財務局等への 提出期限
2022年3月31日決算	2022年6月中旬	2022年7月29日（金）
2022年4月決算	2022年7月初旬	2022年8月15日（月）
2022年5月決算	2022年8月初旬	2022年9月15日（木）
2022年6月決算	2022年9月初旬	2022年10月17日（月）
2022年7月決算	2022年10月初旬	2022年11月15日（火）
2022年8月決算	2022年11月初旬	2022年12月15日（木）
2022年9月決算	2022年12月初旬	2023年1月16日（月）
2022年10月決算	2023年1月初旬	2023年2月15日（水）
2022年11月決算	2023年2月初旬	2023年3月15日（水）
2022年12月決算	2023年3月初旬	2023年4月17日（月）
2023年1月決算	2023年4月初旬	2023年5月15日（月）
2023年2月決算	2023年5月初旬	2023年6月15日（木）
2023年3月決算（3月31日除く）	2023年6月初旬	2023年7月18日（火）

② 回答の審査

審査対象会社から提出を受けた調査票に基づき、法令等に照らして、開示の適正性を審査します。調査票の記載内容に不明点や疑問点がある場合には、別途質問を行います。

(2) 重点テーマ審査及び情報等活用審査

① 質問状の送付

審査対象会社に対し、テーマ等についての個別の質問状を財務局等から順次送付します。なお、質問内容には、以下のような観点も反映します。

- 法令や会計基準への形式的な準拠性のみでなく、投資家にとって十分に明瞭で理解し得る記載となっているか
- 重点テーマ以外の関連する事項について、確認すべき点はないか
- 有価証券報告書以外の開示書類（四半期報告書、内部統制報告書等）への影響はないか

② 回答の審査

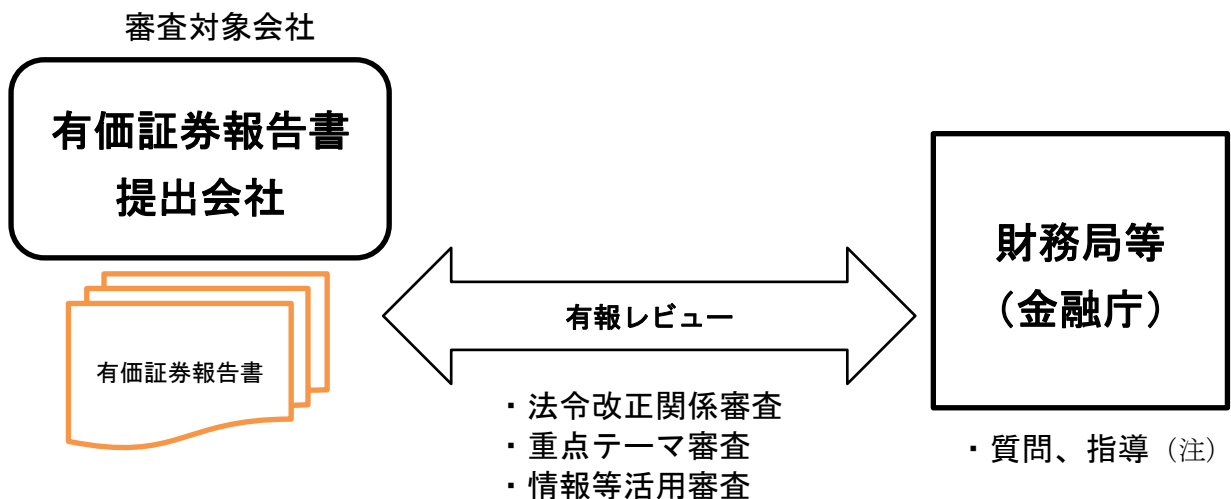
財務局等より送付した質問状は、2週間程度の期日内に回答を受け、法令等及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らして、会計処理・開示の適正性等を審査します。回答内容に不明点や疑問点が残った場合には、追加で質問を行います。

(注) なお、本レビューにおける審査の終了をもって、有価証券報告書の開示の正確性が保証されるものではない点に留意してください。

また、証券取引等監視委員会と情報の共有を行う場合があります。

有価証券報告書レビュー（概要）

- 有価証券報告書レビュー（以下「有報レビュー」という。）は、有価証券報告書の記載内容の適正性を確保するための審査の枠組みであり、従来から、金融庁及び財務局等が連携して実施しています。
- 有報レビューは、具体的には、法令改正関係審査、重点テーマ審査及び情報等活用審査の3つを柱としています。
 - （1）法令改正関係審査
法令改正事項について行うもの。全ての有価証券報告書提出会社が対象となります。
 - （2）重点テーマ審査
特定のテーマに着目し、審査対象会社を選定した上で、より深度ある審査を行うもの。審査対象会社には、所管の財務局等から個別の質問状を送付します。
 - （3）情報等活用審査
上記に該当しない場合であっても、適時開示や報道、提供された情報等を勘案して審査対象会社を選定した上で審査を行うもの。審査対象会社には、所管の財務局等から個別の質問状を送付します。



(注) 必要な場合、金融商品取引法第26条に規定される報告徴取権限等が行使されることがあります。